第102期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月25日

福島県郡山市中町19番１号
株式会社　大東銀行
取締役社長　能勢　秀幸

中 間 貸 借 対 照 表
（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	54,829	預金	606,007
金銭の信託	2,687	コールマネー	112
有価証券	139,597	借用金	2,060
貸出金	432,552	外国為替	0
外国為替	198	その他負債	2,335
その他資産	2,448	賞与引当金	128
有形固定資産	14,455	退職給付引当金	3,232
無形固定資産	950	再評価に係る繰延税金負債	1,979
繰延税金資産	2,962	支払承諾	4,526
支払承諾見返	4,526	負債の部合計	620,381
貸倒引当金	△ 10,773	（純資産の部）	
		資本金	14,256
		資本剰余金	807
		資本準備金	807
		利益剰余金	5,896
		利益準備金	60
		その他利益剰余金	5,836
		別途積立金	3,500
		繰越利益剰余金	2,336
		自己株式	△ 35
		株主資本合計	20,924
		その他有価証券評価差額金	1,243
		土地再評価差額金	1,885
		評価・換算差額等合計	3,129
		純資産の部合計	24,054
資産の部合計	644,435	負債及び純資産の部合計	644,435

注１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

３．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

４．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

５．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

６．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　5年～50年

動　　産　　3年～20年

７．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

８．外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

９．貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,635百万円であります。

１０．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

１１．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異　　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,491百万円）については、7年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

１２．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

１３．金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融

商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

１４．外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

１５．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。

１６．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 251百万円

１７．関係会社の株式総額496百万円

１８．有形固定資産の減価償却累計額 10,538百万円

１９．有形固定資産の圧縮記帳額 1,317百万円

２０．貸出金のうち、破綻先債権額は 2,315百万円、延滞債権額は 24,197百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２１．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は 107百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

２２．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,837百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

２３．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,456百万円であります。

なお、２０.から２３.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２４．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、13,987百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を、6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

２５．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,401百万円であります。

２６．担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,502百万円
その他資産	4百万円
現金預け金	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	599百万円
コールマネー	112百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,768百万円を差し入れております。

また、コールマネーの担保として、有価証券5,304百万円を差し入れておりますが、当中間期末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。

なお、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は49百万円であります。

２７．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

２８．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。

２９．１株当たりの純資産額　199円84銭

３０．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、中間貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。３１．についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時　　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
国　債	4,999	5,030	30
社　債	5,580	5,573	△　7
その他	12,982	12,633	△ 349
合　計	23,563	23,236	△ 326

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株　式	12,266	15,980	3,713
債　券	81,614	80,315	△1,298
国　債	31,495	30,757	△　738
地方債	1,620	1,606	△　13
社　債	48,497	47,950	△　546
その他	15,172	15,424	251
合　計	109,053	111,720	2,666

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,433百万円を差し引いた額1,232百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

３１．時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内　　容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	496
その他有価証券	
非上場株式	733
非上場社債	2,587
出資証券	496

３２．金銭の信託の保有目的別の内訳は、次のとおりであります。

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,687	2,687	―

３３．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,083百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,765百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

３４．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	5,510百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,283
減価償却費損金算入限度超過額	171
有価証券償却	989
税務上の繰越欠損金	3,892
その他	1,581
繰延税金資産小計	13,428
評価性引当額	△　9,025
繰延税金資産合計	4,403
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　1,440
繰延税金負債合計	△　1,440
繰延税金資産の純額	2,962百万円

３５．「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号平成17年12月９日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間

期から以下のとおり表示を変更しております。

(１)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は24,054百万円であります。

(２)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(３)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(４)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(５)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

３６．「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第１号平成14年２月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第２号平成14年２月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年８月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

３７．重要な後発事象

平成18年10月13日開催の取締役会において、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、以下のとおり平成18年10月30日に本新株予約権付社債を発行しております。

（１）　募集社債の総額　　金30億円

（２）　各募集社債の金額 金7,500万円の1種

（３）　各募集社債の払込金額金7,500万円（額面100円につき金100円）

（４）　各新株予約権の払込金額本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

（５）　新株予約権付社債の券面本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

（６）　利率　　本社債には利息を付さない。

（７）　物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

（８）　資金使途

ＩＴ整備等の設備資金および地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に充当する。

（９）　社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(10)　社債の払込期日

平成18年10月30日

(11)　新株予約権の割当日

平成18年10月30日

（12）　募集の方法

第三者割当の方法により、全額を株式会社新生銀行に割り当てる。

（13）　償還の方法および期限

①本社債は、平成25年10月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

②当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が消滅会社となる合併または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当行の株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の金額で繰上償還する。

平成18年10月31日から平成19年10月30日までの期間については金106円
平成19年10月31日から平成20年10月30日までの期間については金105円
平成20年10月31日から平成21年10月30日までの期間については金104円
平成21年10月31日から平成22年10月30日までの期間については金103円
平成22年10月31日から平成23年10月30日までの期間については金102円
平成23年10月31日から平成24年10月30日までの期間については金101円
平成24年10月31日から平成25年10月29日までの期間については金100円

③当行は、金融庁の承認を得た上で、平成23年10月30日以降、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還する日の1か月以上前に通知を行った上で、当該償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。当行は、本号の規定により本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合、本号に定める事前通知を行った後は、これを取り消すことができない。

④本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

⑤当行は、本新株予約権付社債の発行後、金融庁の承認を得た上で、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

（14）　本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

（15）　本新株予約権の内容

①本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求（本項第②号に定義する。）により当行が当行普通株式を発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転（以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第⑤号記載の転換価額（ただし、本項第⑥号乃至第⑩号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

②本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年10月31日から平成25年10月29日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当行が、第（13）項第②号または第③号に基づき本社債

を繰上償還する場合もしくは第（18）項に定める劣後特約に従い償還される場合には、償還日以後、本新株予約権を行使することはできない。

③本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

④本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は7,500万円とする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

⑤転換価額

転換価額は、当初173円とする。

⑥転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額（呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第⑧号または第⑩号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円（ただし、本項第⑦号乃至第⑩号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円（ただし、本項第⑦号乃至第⑩号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

⑦転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第⑧号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主（以下「当行普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第⑧号乃至第⑩号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

⑧転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の

転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ⅰ）本項第⑨号（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ）当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（ⅲ）取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第⑨号（ⅱ）に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第⑨号（ⅱ）に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

（ⅳ）当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第⑨号（ⅱ）に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第⑧号（ⅲ）または（ⅴ）による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第⑨号（ⅲ）に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株

式数を超えない場合は、本（ⅳ）の調整は行わないものとする。

（ｖ）取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本（ｖ）において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第⑧号乃至第⑩号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第⑨号（ⅱ）に定める時価を下回る価額になる場合

(イ)当該取得請求権付株式等に関し、本項第⑧号（ⅲ）による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第⑧号（ⅲ）の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)当該取得請求権付株式等に関し、本項第⑧号（ⅲ）または上記(イ)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第⑨号（ⅲ）に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

（ⅵ）本項第⑧号（ⅲ）乃至（ｖ）における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第⑧号（ⅲ）における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

（ⅶ）本項第⑧号（ⅰ）乃至（ⅲ）の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第⑧号（ⅰ）乃至（ⅲ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第⑰号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑨（ⅰ）転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ⅱ）転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第⑧号（ⅶ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ⅲ）完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第⑧号乃至第⑩号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第⑧号乃至第⑩号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

（ⅳ）本項第⑧号（ⅰ）乃至（ⅴ）に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第⑧号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

⑩本項第⑧号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

（ⅰ）株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ）その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅲ）転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑪本項第⑥号乃至第⑩号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第⑧号（ⅶ）の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

⑫本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

⑬本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑭本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱

う。

⑮（ｉ）本新株予約権を行使請求しようとするときは、当行の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

（ii）本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

（iii）行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

⑯本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、（ｉ）本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、（ii）上記（ｉ）以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。

⑰当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

⑱当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

（16）本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成18年10月13日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値とした。

（17）期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

（18）劣後特約

①本社債の償還は、当行につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

（ｉ）破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手

続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当および供託を含む。）を受けたこと。

（ii）会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

（iii）民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

（停止条件）

当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

（iv）日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本項第①号（ｉ）乃至（iii）に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

②上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

③劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第①号（ｉ）乃至（iv）に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合に

は、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

④相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第①号（ｉ）乃至（iv）にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元金の支払請求権を相殺してはならない。

３７．国内基準による単体自己資本比率　8.26%

中間損益計算書

（平成18年4月 1日から
平成18年9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**7,920**
資金運用収益	6,064	
（うち貸出金利息）	（5,047）	
（うち有価証券利息配当金）	（949）	
役務取引等収益	1,459	
その他業務収益	62	
その他経常収益	334	
経常費用		**6,593**
資金調達費用	319	
（うち預金利息）	（286）	
役務取引等費用	568	
その他業務費用	613	
営業経費	4,600	
その他経常費用	492	
経常利益		**1,326**
特別利益		**289**
特別損失		**13**
税引前中間純利益		**1,602**
法人税、住民税及び事業税		**11**
過年度法人税、住民税及び事業税		**△ 12**
法人税等調整額		**226**
中間純利益		**1,377**

注 1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．１株当たり中間純利益金額　11円 44銭
3．「その他経常費用」には、貸出金償却232百万円及び株式等償却234百万円を含んでおります。
4．特別利益には、貸倒引当金戻入益206百万円を含んでおります。

中間連結財務諸表の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

当中間連結会計期間において、当行の連結される子会社及び子法人等である大東信用保証株式会社及び株式会社大東リースは、大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社として合併し、新会社の社名を株式会社大東リースとしております。

（２）非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

（２）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　２社

中間連結貸借対照表
（平成18年9月30日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	54,829	預金	603,934
金銭の信託	2,687	コールマネー及び売渡手形	112
有価証券	139,291	借用金	2,332
貸出金	431,024	外国為替	0
外国為替	198	その他負債	3,969
その他資産	3,481	賞与引当金	132
有形固定資産	16,500	退職給付引当金	3,237
無形固定資産	1,111	繰延税金負債	5
繰延税金資産	3,240	再評価に係る繰延税金負債	1,979
支払承諾見返	18,583	支払承諾	18,583
貸倒引当金	△ 11,948	負債の部合計	634,286
		（純資産の部）	
		資本金	14,256
		資本剰余金	820
		利益剰余金	6,385
		自己株式	△ 238
		株主資本合計	21,223
		その他有価証券評価差額金	1,311
		土地再評価差額金	1,885
		評価・換算差額等合計	3,197
		少数株主持分	292
		純資産の部合計	24,713
資産の部合計	659,000	負債及び純資産の部合計	659,000

注１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

３．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

４．金銭の信託は、貸出債権の流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

５．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

６．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　5年～50年

動　　産　　3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

７．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

８．当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。

９．当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,635百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

１０．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

１１．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異　　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,491百万円）については、7年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

１２．当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

１３．当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

１４．当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

１５．当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

１６．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役会及び監査役に対する金銭債権総額　251百万円

１７．有形固定資産の減価償却累計額　17,466百万円

１８．有形固定資産の圧縮記帳額　1,317百万円

１９．貸出金のうち、破綻先債権額は 2,470百万円、延滞債権額は 24,911百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２０．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は 107百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

２１．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,881百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

２２．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,370百万円であります。

なお、１９.から２２.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２３．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、13,987百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を、6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

２４．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,401百万円であります。

２５．担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,502百万円
その他資産	4百万円
現金預け金	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	599百万円
コールマネー及び売渡手形	112百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 14,768百万円を差し入れております。

また、コールマネーの担保として、有価証券 5,304百万円を差し入れておりますが、当中間連結会計期間末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。

また、その他資産のうち、敷金は 112百万円、保証金は 49百万円であります。

２６．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

２７．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。

２８．１株当たりの純資産額 204円11銭

２９．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。３０．についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
国　　債	4,999	5,030	30
社　　債	5,580	5,573	△　7
そ の 他	12,982	12,633	△　349
合　　計	23,563	23,236	△　326

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株　　式	12,300	16,170	3,869
債　　券	81,614	80,315	△ 1,298
国　債	31,495	30,757	△ 738
地方債	1,620	1,606	△ 13
社　債	48,497	47,950	△ 546
その他	15,172	15,424	251
合　　計	109,087	111,910	2,822

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,496百万円を差し引いた額 1,326百万円のうち少数株主持分相当額 25百万円を控除した額 1,300百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

３０．時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内　　容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	734
非上場社債	2,587
出資証券	496

３１．金銭の信託の保有目的別の内訳は、次のとおりであります。

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,687	2,687	－

３２．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,676百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,358百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

３３．「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号平成17年12月９日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

（１）「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は24,421百万円であります。

（２）「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

（３）負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
（４）「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
（５）「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

３４．「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年９月８日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

３５．「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第１号平成14年２月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第２号平成14年２月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年８月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

３６．「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。当中間連結会計期間における企業結合等に関する事項は次のとおりであります。

（１）結合当事企業及び事業の内容

①結合企業

名称　　大東信用保証株式会社

事業の内容　信用保証業

②被結合企業

名称　　株式会社大東リース

事業の内容　リース業

（２）企業結合の法的形式

大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社とする吸収合併

（３）結合後企業の名称

株式会社大東リース

（４）取引の目的を含む取引の概要

当行グループ全体の経営資源の有効活用、経営の効率化を図り経営基盤の強化を図ることを目的としたものです。

（５）実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における共通支配下の取引等の会計処理によっております。なお、吸収合併消滅会社である株式会社大東リースに係る当行の持分の増加額と、吸収合併存続会社である大東信用保証株式会社に係る当行の持分の減少額との間に生ずる差額を、持分変動利益として特別利益に計上しております。

３７．重要な後発事象

平成18年10月13日開催の取締役会において、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、以下のとおり平成18年10月30日に本新株予約権付社債を発行しております。

（１）　募集社債の総額　　金30億円

（２）　各募集社債の金額　金7,500万円の1種

（３）　各募集社債の払込金額金7,500万円（額面100円につき金100円）
（４）　各新株予約権の払込金額本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
（５）　新株予約権付社債の券面本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
　なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
（６）　利率　　本社債には利息を付さない。
（７）　物上担保・保証の有無
　本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
（８）　資金使途
　ＩＴ整備等の設備資金および地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に充当する。
（９）　社債管理者の不設置
　本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
（10）　社債の払込期日
　平成18年10月30日
（11）　新株予約権の割当日
　平成18年10月30日
（12）　募集の方法
　第三者割当の方法により、全額を株式会社新生銀行に割り当てる。
（13）　償還の方法および期限
　①本社債は、平成25年10月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
　②当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が消滅会社となる合併または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当行の株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
　平成18年10月31日から平成19年10月30日までの期間については金106円
　平成19年10月31日から平成20年10月30日までの期間については金105円
　平成20年10月31日から平成21年10月30日までの期間については金104円
　平成21年10月31日から平成22年10月30日までの期間については金103円
　平成22年10月31日から平成23年10月30日までの期間については金102円
　平成23年10月31日から平成24年10月30日までの期間については金101円
　平成24年10月31日から平成25年10月29日までの期間については金100円
　③当行は、金融庁の承認を得た上で、平成23年10月30日以降、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還する日の1か月以上前に通知を行った上で、当該償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。当行は、本号の規定により本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合、本号に定める事前通知を行った後は、これを取り消すことができない。
　④本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
　⑤当行は、本新株予約権付社債の発行後、金融庁の承認を得た上で、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。
（14）　本社債に付する本新株予約権の数
　各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(15)　本新株予約権の内容

①本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求（本項第②号に定義する。）により当行が当行普通株式を発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転（以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第⑤号記載の転換価額（ただし、本項第⑥号乃至第⑩号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

②本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年10月31日から平成25年10月29日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当行が、第（13）項第②号または第③号に基づき本社債を繰上償還する場合もしくは第（18）項に定める劣後特約に従い償還される場合には、償還日以後、本新株予約権を行使することはできない。

③本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

④本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は7,500万円とする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

⑤転換価額

転換価額は、当初173円とする。

⑥転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額（呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第⑧号または第⑩号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円（ただし、本項第⑦号乃至第⑩号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円（ただし、本項第⑦号乃至第⑩号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

⑦転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第⑧号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主（以下「当行普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行

済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第⑧号乃至第⑩号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

⑧転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ｉ）本項第⑨号（ii）に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（ii）当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（iii）取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第⑨号（ii）に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第⑨号（ii）に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

（iv）当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第⑨号（ii）に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第⑧号（iii）または（ｖ）による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第⑨号（iii）に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本（iv）の調整は行わないものとする。

（ｖ）取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本（ｖ）において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第⑧号乃至第⑩号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第⑨号（ⅱ）に定める時価を下回る価額になる場合

(イ)当該取得請求権付株式等に関し、本項第⑧号（ⅲ）による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第⑧号（ⅲ）の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)当該取得請求権付株式等に関し、本項第⑧号（ⅲ）または上記(イ)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第⑨号（ⅲ）に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

（ⅵ）本項第⑧号（ⅲ）乃至（ｖ）における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第⑧号（ⅲ）における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

（ⅶ）本項第⑧号（ⅰ）乃至（ⅲ）の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第⑧号（ⅰ）乃至（ⅲ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第⑰号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑨（ⅰ）転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ⅱ）転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第⑧号（ⅶ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（iii）完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第⑧号乃至第⑩号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第⑧号乃至第⑩号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

（iv）本項第⑧号（ｉ）乃至（ｖ）に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第⑧号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

⑩本項第⑧号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

（ｉ）株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ii）その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（iii）転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑪本項第⑥号乃至第⑩号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第⑧号(vii)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

⑫本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

⑬本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑭本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。

⑮（ｉ）本新株予約権を行使請求しようとするときは、当行の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

（ii）本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

（iii）行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

⑯本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、（ｉ）本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、（ii）上記（ｉ）

以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。

⑰当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

⑱当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

（16）本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成18年10月13日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値とした。

（17）期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

（18）劣後特約

①本社債の償還は、当行につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

（ｉ）破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当および供託を含む。）を受けたこと。

（ii）会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

（iii）民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

（停止条件）

当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

（iv）日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本項第①号（ｉ）乃至（iii）に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

②上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本項第①号（ｉ）乃至（iv）と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

③劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第①号（ｉ）乃至（iv）に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

④相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第①号（ｉ）乃至（iv）にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元金の支払請求権を相殺してはならない。

３８．国内基準による連結自己資本比率　8.43%

中間連結損益計算書

（平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**8,679**
資金運用収益	6,200	
（うち貸出金利息）	（ 5,185）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 947）	
役務取引等収益	1,612	
その他業務収益	529	
その他経常収益	336	
経常費用		**7,179**
資金調達費用	318	
（うち預金利息）	（ 286）	
役務取引等費用	518	
その他業務費用	1,102	
営業経費	4,704	
その他経常費用	534	
経常利益		**1,500**
特別利益		**206**
特別損失		**17**
税金等調整前中間純利益		**1,688**
法人税、住民税及び事業税		**65**
過年度法人税、住民税及び事業税		**△ 12**
法人税等調整額		**177**
少数株主利益		**18**
中間純利益		**1,440**

注 1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．１株当たり中間純利益金額　12円 4銭
3．「その他経常費用」には、貸出金償却273百万円及び株式等償却234百万円を含んでおります。
4．特別利益には、持分変動利益122百万円及び償却債権取立益82百万円を含んでおります。
5．特別損失は、固定資産処分損17百万円であります。